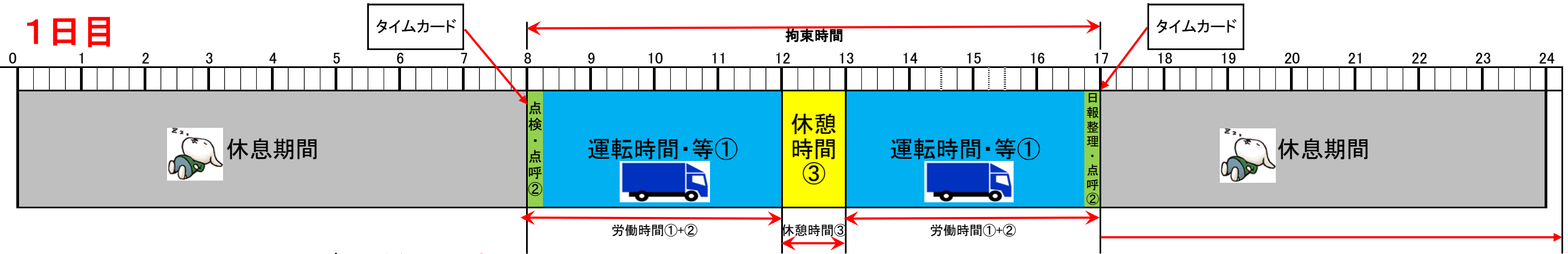
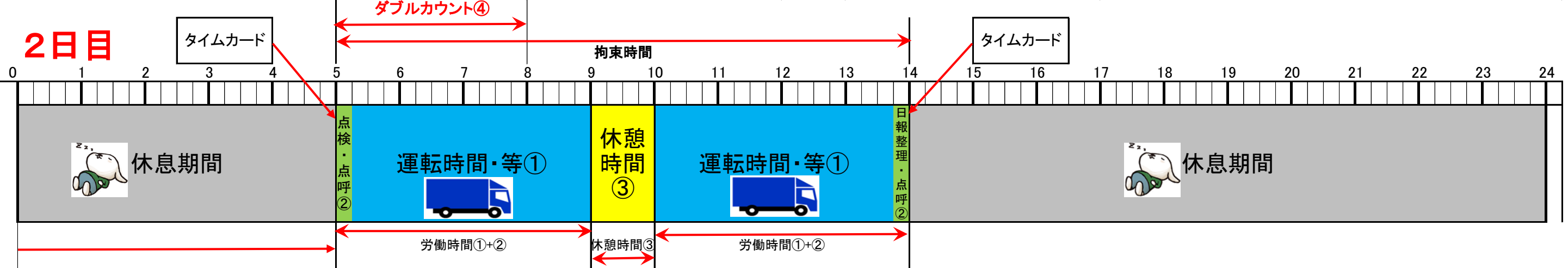


# 拘束時間と労働時間及びダブルカウントについて

## 1日目



## 2日目



|     | 運転時間・等① | 点検・点呼等② | 労働時間<br>(①+②) | 休憩時間③ | 実拘束時間⑤<br>(①+②+③) | ダブルカウント④ | 拘束時間(1日)<br>①+②+③+④ | 休息期間  |
|-----|---------|---------|---------------|-------|-------------------|----------|---------------------|-------|
| 1日目 | 7:30    | 0:30    | 8:00          | 1:00  | 9:00              | 3:00     | 12:00               | 12:00 |
| 2日目 | 7:30    | 0:30    | 8:00          | 1:00  | 9:00              | -        | 9:00                | -     |

### 拘束時間とは

- 労働基準法には拘束時間という言葉はなく、あくまで事実上のもので、一般に労働者が事業場の構内に入ってから構外に退出するまでの時間のこと
- 労働時間と休憩時間を足したものが拘束時間
- 通勤途上は、労働者は使用者からの拘束を受けません。したがって、通勤時間は業務遂行性が認められないため労働時間になりません。よって拘束時間にならない
- 休憩時間は、労働者が労働から離れることを権利として保障されている時間であり、労働者にとって自由に使える時間ではあるが、休憩時間中であっても、社内の風紀を乱すことを禁止されたり外出についてある程度の制限を受けたりすることもあるため、労働時間とはなりません。拘束時間ということになる

### 労働時間とは

- 労働時間とは「労働者が使用者に労務を提供し使用者の指揮命令に服している時間」のこと
- 労務を提供し、現実の指揮命令に服してさえいれば、実際に作業をしないで待機している時間も労働時間
- 労働時間と認められるもの
  - 実作業時間・運行時間・手待ち時間・洗車・整備・着替え時間
- 労働時間と認められないもの
  - 私用・組合活動・休憩時間・自由時間・出張先や旅行先への移動時間(業務を伴わないもの)

### 運送業におけるダブルカウント(重複時間)とは

- ドライバーは、始業時刻から24時間が1日のため、1日の拘束時間のカウントをするにあたり、当日と翌日の拘束時間が重なる場合を当日の拘束時間に加算しないといけない
- 上の表の場合は2日目の出勤時間が1日目の出勤時間より早いため1日目の出勤時間(8:00)から2日目の出勤時間(5:00)を引いた時間(3:00)を1日目の拘束時間に加算

### 運送業における1日の拘束時間とは

- 労働時間(①+②)+休憩時間③+ダブルカウント④の合計が1日の拘束時間となる

### 運送業における1ヶ月の拘束時間とは

- 実拘束時間⑤を1ヶ月間合算したものをいう(ダブルカウントを除く)